

いよいよ始まります！ マイナンバー制度

～平成27年10月からマイナンバーの通知が開始されます～



【参考文例のご提供について】

いよいよ、本年10月にマイナンバーおよび法人番号の通知が開始され、来年1月からはマイナンバー制度が実際に動き出します。当法人では関与先様のスムーズな制度導入をサポートするため今後も様々な情報発信をしております。

10月からのマイナンバーの通知に先あたり、以下の参考文例をご提供いたします。制度導入前の従業員の方々への説明、マイナンバー収集の際にご活用ください。

9月号の玉手箱でもマイナンバー制度についてご案内しています。あわせてご活用いただき、制度に対応するための体制づくりにお役立ていただければ幸いです。

【参考文例】 社会保障・税番号（マイナンバー）制度について

以下の事項は、平成27年10月（マイナンバーの通知開始）より前に、必ず全従業員に伝えましょう。

- 平成27年10月以降、住民票記載の住所にマイナンバーが記載された「通知カード」が簡易書留で届くこと。
- 源泉徴収票や社会保障関係の事務のために、会社から従業員にマイナンバーの提供を求めること。
- 「通知カード」や「個人番号カード」は、家族の分を含め、紛失しないように大切に保管すること。
- 自分や家族のマイナンバーを法令で必要となる事務以外で他人に知らせないこと。

【参考文例】 源泉徴収票作成事務・社会保障関係手続のためのマイナンバー提出のお願い

従業員のマイナンバーを収集する際は、利用目的を説明した上で、マイナンバーが記載された『扶養控除等申告書』などの提出を受け、さらに、本人確認を行う必要があります。

【参考書式】 マイナンバー（個人番号）の提供のお願い

税理士・社会保険労務士への報酬の支払いや、地主・大家への地代家賃の支払いなどに関する法定調書を作成するときに、マイナンバーが必要になります。支払先と直接対面してマイナンバーを取得できない場合は「書面による取得」も認められます。

ポイント あらかじめ住所・氏名を表示した書面を送付する必要があります。

ポイント 相手に送付した書面を、そのまま返送してもらう必要があります。（ファックスは不可）

ご不明な点は、当法人までお問い合わせください 税理士法人かなり&パートナーズ（TEL 042-334-5100）